

下呂市監査告示 第6号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年12月27日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成30年度
定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成30年4月から9月まで（一部平成29年度含む）の各部課等の財務に関する事務の執行について監査を実施しました。

【生活部】	上下水道課 生活課
【健康福祉部】	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 健康医療課 小坂診療所管理課 おさかこども園
【萩原振興事務所】	萩原地域振興課
【下呂振興事務所】	下呂地域振興課
【金山振興事務所】	金山地域振興課
【教育部】	教育総務課 学校教育課 萩原小学校 小坂小学校 下呂小学校 上原小学校 金山小学校 萩原北中学校 金山中学校
【市立金山病院】	事務課

2 監査の期間

平成30年11月1日から平成30年11月9日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項について改善または検討してください。

【指摘事項】

○繰越調定について

下呂市会計規則第18条で、収入調定者は、当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、翌年度の6月1日に。さらに、この歳入で翌年度末までに収納されなかったものは、翌々年度の4月1日に繰越調定をすることが定められており、これにより、下記の収入未済金は、平成30年4月1日に繰越調定をすべきところ、調定の手続きがされていませんでした。チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めてください。

- ・妊婦健康診査費助成金返還金（1万450円）

（健康福祉部 健康医療課）

○小中学校における教職員の安全衛生管理体制について

下呂市教育委員会安全衛生管理規程（平成16年3月1日教育委員会訓令第2号）は、労働安全衛生法に基づいて制定されていますが、小中学校全校において同規定に沿った取り組みは行われていませんでした。例えば、同法第12条の2で「事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（略）を担当させなければならない。」と定められ、当市の場合は、厚生労働省令で定める規模により衛生推進者を選任しなければならないところ、選任されていません。

担当課の説明では、教職員の衛生管理について、勤務時間が一定時間を超えた場合などにおいては、学校管理職や校長会、教育委員会が指導しているとのことでした。労働安全衛生法では、省令で定める規模によって労働安全衛生管理体制が異なることとなりますが、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという目的においては、規模によって大きな差異があつてはならないと考えます。ついては、学校における労働安全衛生管理の重要性を考慮し、安全衛生管理規程を実効性のあるものに見直したうえで、それに基づいた取り組みを積極的に行ってください。

（教育部 学校教育課）

○下呂市ファミリー・サポート・センター事業利用料補助金交付に係る事務手続きについて

下呂市ファミリー・サポート・センター事業利用料補助金交付要綱第2条第1項で補助対象者の要件が定められ、同項第2号で、市税等滞納がないことが交付要件とされていますが、担当課から、この市税等の滞納状況の確認方法について聴取したところ、確認がされないまま補

助金が交付されていました。

今後、当該補助金交付要綱を遵守し、適正な事務処理に努めてください。なお、申請者の市税等滞納状況の確認に当たっては、下呂市が取り組む情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の取り決めに従って厳格に行ってください。

（健康福祉部 児童福祉課）

【意 見】

○個性ある学校教育推進補助金について

個性ある学校教育推進補助金については、下呂市教育関係事業補助金交付要綱で、学校の特色ある教育活動に要する経費に対して市長が定める額を補助することとして、市補助金等交付規則により小中学校全校に交付されていますが、補助対象経費としているもののの中で、運動会の経費、卒業証書の筆耕料、保健室医薬材料費、部活動遠征補助金の対象とならない部活動遠征経費など、当該補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出が一部見受けられました。

平成10年9月に中央教育審議会が答申した「今後の地方教育行政の在り方について」の中では、「各学校の自主性・自律性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの実現のためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限を拡大するなどの改革が必要である。（抜粋）」と述べられています。そして、その具体的改善方策のひとつとして、「個性や特色ある学校づくりを推進できるよう、地方公共団体において校長の裁量によって執行できる予算を措置するなどの工夫を講じること」が挙げられ、当該補助金は、これに基づいて創設されています。

このように当該補助金については、具体的改善方策で、校長の裁量によって執行できる予算とされていますが、個性や特色ある学校づくりを推進することが前提となっていることから、前述の、補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出のうち学校運営に係る経費については、市が直接執行する予算で対応すべきと考えます。また、部活動遠征補助金は、市教育関係事業補助金交付要綱の中で、学校教育振興事業補助金として、個性ある学校教育推進補助金などと同列に規定されていることから、部活動遠征補助金の対象とならなかった経費を個性ある学校教育推進補助金で支出することは、補助金趣旨の拡大解釈と思われます。

交付要綱で定められた当該補助金の対象経費は、「学校の特色ある教育活動に要する経費」と多義的ですが、限られた財源の中で、各学校の特色や独自性を生かし、自主性や自律性を十分に発揮できるよう、当該補助金が本来の趣旨や目的に沿って活用され、より一層の事業効果が上がるよう必要な措置を講じてください。

（小中学校）

（教育部 教育総務課）

○下呂市豪雨災害義援金の保管方法について

今年、6月下旬から7月上旬に発生した豪雨災害の被災者に対する一般からの義援金が、下呂市地域防災計画（第31節、3義援金の受入れ・配分等、（4）義援金の管理）に基づき、公金外現金（歳計現金及び歳入歳出外現金以外の現金）として取り扱われていました。

地方自治法施行令第168条の7第1項で「会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。」と定められ、総務省令で定めるもののひとつとして、同法施行規則第12条の5第1項第2号で「災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券」が規定されています。一般からの貴重な義援金は、市が責任をもって確実に保管するために、下呂市会計規則（第56条）の定めるところにより歳入歳出外現金として取り扱うことが適切と思われます。市地域防災計画の義援金等の管理に関する事項について、見直しを検討してください。

（健康福祉部 社会福祉課）

○業務委託における入札及び契約の円滑化と適正化について

業務委託において、次のような事案がありました。

（1）みやだ子育て・保育ステーションバス運行業務委託

平成29年12月19日に債務負担行為が設定され、平成30年2月8日に指名競争入札が行われた。しかし、最低入札金額が予定価格に達しなかったため2回目の入札が行われたが不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（再度の入札に付し落札者がいないとき）を適用し、最低価格の入札者と不落随意契約が締結されている。なお、1回目の入札において指名業者7社のうち、3社が辞退し、その理由は2社が人員（乗務員）不足で、1社が自己都合としている。

（契約金額319万6,800円）

（2）下呂ふるさと歴史記念館・縄文公園施設管理業務委託

平成30年3月27日に指名競争入札が行われたが、同月30日に落札者から人員の確保ができなかったことを理由に辞退届が提出された。（落札者は入札参加資格停止）このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号（落札者が契約を締結しないとき）を適用し、一者随意契約が締結されている。

（契約金額579万3,120円）

（3）下呂市民会館施設管理・清掃業務委託

（2）と同様の経緯で、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号を適用し、一者随意契約が締結され、契約金額は当初落札金額を49万2,480円上回っている。

（契約金額399万1,680円）

（4）学校校務員業務委託

平成27年1月に2社による指名競争入札を行って以来、受託業者側の雇用形態や実

績を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）を適用し、毎年度、当初の受託者と一者随意契約が締結されている。

（契約金額3,447万3,600円）

こうした事案において、（1）（2）及び（3）の場合、受託者において業務に当たる人員の確保が問題となっており、特にバス運転者の不足は全国的にも深刻化しています。また、（2）（3）の事案は、人員確保等に要する受託者の準備期間を考慮すると、明らかに入札執行時期が遅いと思われます。民間の労働力の確保は、全市的に大きな問題になっている現状から、業務を円滑に遂行するため、債務負担行為を設定した上で業務開始前の早い時期に入札を実施し、落札者を決定することができないか検討してください。

また、委託する業務内容によって、予算単年度主義の例外であることを認識したうえで、地方自治法施行令第167条の17に定められた「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」という要件を満たした長期継続契約の締結についても検討してください。

（4）の事案は、一者随意契約により受託者を決定しているため、前述のような問題は軽減されます。しかしながら、競争原理が働かず、当該随意契約に価格の有利性よりも優先させる明確な理由や根拠があるのか疑問が残るところです。ついては、今後、より一層公正性や透明性、経済性を高めるために、債務負担行為を設定した上で、業務開始前の早い時期に指名競争入札を実施できないか検討してください。

（健康福祉部 児童福祉課）

（下呂振興事務所 下呂地域振興課）

（教育部 教育総務課）

○随意契約による業務委託について

金山病院清掃業務委託（契約金額918万円）は2社から見積書を徴取し、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用して随意契約の方法により発注されています。また、金山病院空調設備保守点検業務委託（契約金額159万8,400円）は、19業者に見積依頼し、同じく地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用して随意契約の方法により発注されています。しかしながら、いずれの業務も随意契約とすることの妥当性は認められませんでした。地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則（地方自治法第234条第1項及び第2項）となっていることから、入札を実施し、適正な契約事務の執行に努めてください。

なお、清掃業務委託について、今後、受託者側の人員確保が困難になる恐れがある場合は、予算単年度主義の例外であることを認識したうえで地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約の締結について検討してください。

（市立金山病院 事務課）

○医療機器等機種選定委員会の開催について

金山病院自動分析装置の購入について業者選定委員会が開かれ、指名競争入札の方法により1,792万8,000円で売買契約が締結されています。しかしながら、購入するに当たって、下呂市医療機器等機種選定委員会内規が平成18年12月に施行されているにもかかわらず、同委員会は開催されていませんでした。

機種選定委員会の事務担当課の説明では、近年、同内規に定められた全対象機関において委員会は開催されていないとのことで、内規を見てみると、委員会の設置に関する内容となっており、委員会の具体的な任務や、委員会で審議される対象機種の具体的な要件などは明記されておらず、内規は形骸化しているものと思われます。機種選定手続きの透明性の確保はいうに及ばず、経営の効率性を高めるため、医療需要に対する必要性や、費用対効果、性能などについて、機種更新計画に基づくことを前提として、適正な機種選定を行うことが大切であると考えます。ついては、内規を見直し、改めて実効性の高い要綱等を制定することについて検討してください。

(市立金山病院 事務課)
(健康福祉部 健康医療課)